

5 教保第 439 号
令和 5 年 4 月 26 日

一般社団法人京都府医師会会长
一般社団法人京都府歯科医師会会长 様
一般社団法人京都府薬剤師会会长

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴う
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の
基準を定める政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたのでお知らせ
します。

京都府教育庁指導部保健体育課
健康安全教育振興係 音川
TEL (075) 414-5874 FAX (075) 414-5863
E-mail: s-otogawa12@pref.kyoto.lg.jp



5文科初第151号
令和5年4月10日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 章夫

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴う
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の
基準を定める政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）の施行に伴い、別添1のとおり「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（以下「改正令」という。）が令和5年4月7日に公布され、別添2のとおり「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令」が令和5年4月10日に公布されました。これに伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和62年文部省令第1号。以下「施行規則」という。）が下記のとおり改正されますので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、関係する規定の整備等、事務処理に遗漏のないようお願いします。

なお、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）による補償を行うべき事例（市町村立の学校における事例も含む。）が生じた場合には、文部科学省への御連絡をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

1 改正の趣旨

法制定の趣旨を踏まえ、婦人補導院に関する規定を削除する改正を行うものであること。

2 改正の内容

（1）政令第4条関係

- ・法附則第10条により、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）の廃止が行われていることから、改正令第7条により、公立学校医等に対する休業補償が行われない期間として「婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合」を定めている政令第4条ただし書第2号を削除し、それに伴う規定の整備を行うこと。

(2) 施行規則第1条関係

- ・ 法附則第4条により、売春防止法（昭和31年法律第118号）の一部が削除されたこととなったことに伴い、売春防止法第17条を引用している施行規則第1条について、関係規定の削除等の所要の改正を行うこと。
- ・ 「錆」のルビについては、平成21年の常用漢字の見直しに伴い不要となったことを受け、この際、ルビの削除を行うこと。

3 施行期日

令和6年4月1日

【本件照会先】

文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 企画調整係
TEL : 03-5253-4111 (内線4950)
e-mail : kenshoku@mext.go.jp

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年四月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百六十三号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 内閣は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第九号中「少年院法」を「及び少年院法」に改め、「及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第四条の規定による賞与金」を削り、同条第九号の二中「少年院法」を「又は少年院法」に改め、「又は婦人補導院法第十二条」を削り、同条第十号中「少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

第五十三条第四号中「少年院法」を「及び少年院法」に改め、「及び婦人補導院法第四条の規定による賞与金」を削り、同条第四号の二中「少年院法」を「又は少年院法」に改め、「又は婦人補導院法第十二条」を削る。

（医療法施行令の一部改正）

第二条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

第三条第一項中「少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第三条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改め、同条第四項中「少年鑑別所の長又は婦人補導院の長」を「又は少年鑑別所の長」に改める。

第五十五条第四項第五号を削り、同条第九項中「婦人補導院の長」を削る。

第五十六条第一項中「及び第三号から第五号まで」を「第三号及び第四号」に改める。

第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第四条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第五条 土地区画整理法施行令（昭和三十九年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「婦人補導院」を削る。

（物品管理法施行令の一部改正）

第六条 物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「出入国管理及び難民認定法」を「又は出入国管理及び難民認定法」に改め、「又は婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第十三条」を削る。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第七条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されてゐる」に改め、「又は収容され」を削り、同条各号を削る。

（国家公務員宿舎法施行令の一部改正）

第八条 国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号口及び第九条第一号口中「少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「壳春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」に、「要保護女子の収容保護」を「同項に規定する自立支援」に、「第三十八条第一項第四号」を「第二十条第一項第五号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

（激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「壳春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項」に、「設置した婦人保護施設」を「設置した女性自立支援施設」に、「収容保護」を「同項に規定する自立支援」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「被災婦人保護施設」を「被災女性自立支援施設」に改め、同項第二号及び同条第二項中「被災婦人保護施設」を「被災女性自立支援施設」に改める。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特

別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号を次のように改める。

八 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第十三条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「壳春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設」を削り、「又は障害者支援施設」を「障害者支援施設又は困難な問題を抱える女性への支援

に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」に改める。

- (大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正)
- 第十四条** 次に掲げる政令の規定中、「壳春防止法（昭和三十一年法律第百八十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設」を削り、「介護医療院又は」を「介護医療院」に改め、「福祉ホーム」の下に「又是困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」を加える。
- 一 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号
- 二 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号
- 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号
- (国勢調査令の一部改正)
- 第十五条** 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第一項第五号中「又は婦人補導院」を削り、「少年院」を「又は少年院」に改める。
- (犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正)
- 第十六条** 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。
- 第三条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第二条第一項第五号中「又は婦人補導院」を削り、「少年院」を「又は少年院」に改める。
- (犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正)
- 第十七条** 臨器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令の一部改正
- 第一条第一項第五号から第五十四号までを次のように改める。
- 二十六 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）
- 二十七 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百四十三号）
- 二十八 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）
- 二十九 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- 三十 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 三十一 裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）
- 三十二 連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十号）
- 三十三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）
- 三十四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- 三十五 戰傷病者特別護法（昭和三十八年法律第百六十八号）
- 三十六 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）
- 三十七 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）
- 三十八 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）
- 三十九 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）
- 四十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 四十一 國會議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）
- 四十二 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国後自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）
- 四十三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）
- 四十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
- 四十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百十四号）
- 四十六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）

第 一 項 少年法第五十八条第一項 国際受刑者移送法第二十二条	三 条 少年法第五十八条第一項 国際受刑者移送法第二十二条	第 二 項 少年法第五十八条第一項 国際受刑者移送法第二十二条	第 三 項 少年法第五十八条第一項 国際受刑者移送法第二十二条
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正)			
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正)			

- (石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正)
- 第二十条** 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十号までを「一」号ずつ繰り上げる。
- 第二十一条** 更生保護法施行令(平成二十年政令第百四十五号)の一部を次のようにより改正する。
- 第六条の二中「(元春防止法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。
- (日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)
- 第二十二条** 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)の一部を次のように改正する。
- 第六十四条第一項中「少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改め、同条第四項中「少年鑑別所の長又は婦人補導院の長」を「又は少年鑑別所の長」に改める。
- 第六十九条第四項第五号を削り、同条第九項中「婦人補導院の長」を削る。
- 第七十条第一項中「及び第三号から第五号まで」を「第三号及び第四号」に改める。
- 第一百三条第一項の表第六十四条第一項の項中「少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。
- (法務省組織令の一部改正)
- 第二十三条** 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
- 第六条第一号中「補導処分」を削る。
- 第七条第三号中「少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。
- 第三十五条第三号中「少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。
- 第三十六条第一号中「拘置所及び婦人補導院」を「及び拘置所」に改める。
- 第四十三条第二号中「少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。
- (厚生労働省組織令の一部改正)
- 第二十四条** 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
- 第十一条第一項第七号及び第八号を次のように改める。
- 七 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十一号)の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護(女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。第一百一条第九号において同じ。)に関する事。
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護(女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。第一百一条第九号において同じ。)に関する事。
- 規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下この規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下この規定による困難な問題を抱える女性への支援に改め、同条第九号中「婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。」)を削る。
- (施行期日)
- 第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。
- (社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に係る経過措置)
- 第二条** この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第四条第一項の規定により成立している同法第二条第九項に規定する退職手当共済契約(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下この条において「法」という。附則第四条による改正前の壳春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設に係るものに限る。)は、法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設に係る退職手当共済契約とみなす。)

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 第三条** 施行日前に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、第十六条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 第二十一条** 更生保護法施行令(平成二十年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。
- 第六条の二中「(元春防止法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

- (日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)

- 第二十二条** 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)の一部を次のように改正する。
- 第六十四条第一項中「少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改め、同条第四項中「少年鑑別所の長又は婦人補導院の長」を「又は少年鑑別所の長」に改める。

- (法務省組織令の一部改正)

- 第二十三条** 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
- 第六条第一号中「補導処分」を削る。

- 第七条第三号中「少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

- 第三十五条第三号中「少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

- 第三十六条第一号中「拘置所及び婦人補導院」を「及び拘置所」に改める。

- 第四十三条第二号中「少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

- (厚生労働省組織令の一部改正)

- 第二十四条** 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
- 第十一条第一項第七号及び第八号を次のように改める。

- 七 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護(女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。第一百一条第九号において同じ。)に関する事。

- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護(女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。第一百一条第九号において同じ。)に関する事。

- 規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下この規定による困難な問題を抱える女性への支援に改め、同条第九号中「婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。」)を削る。

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十二条の規定による改正前の更生保護法施行令第八条の表五の項二及びホに掲げる記録の保存については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
法務大臣 齋藤 健
財務大臣 鈴木 俊一
文部科学大臣 永岡 桂子
厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 斎藤 鉄夫
環境大臣 西村 明宏

○文部科学省令第二十一号 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改る省令を次のように定める。

令和五年四月十日

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改る省令を次のように定める。

正

改
正
後

改
正
前

（休業補償を行わない場合）

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び

学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める

政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）

以下「令」という。第四条ただし書の文部

科学省令で定める場合は、懲役、禁錮若し

くは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の

言渡しを受けて刑事施設に拘置されている

場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場

に留置されている場合又は法廷等の秩序維

持に関する法律（昭和二十七年法律第二百

八十六号）第二条の規定による監置の裁判

の執行のため監置場に留置されている場合

とする。

〔号を削る。〕

（休業補償を行わない場合）

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び

学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める

政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）

以下「令」という。第四条ただし書の文部

科学省令で定める場合は、次に掲げる場合

とする。

一、懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行の

ため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事

施設に拘置されている場合、労役場留置

の言渡しを受けて労役場に留置されてい

る場合又は法廷等の秩序維持に関する法

律（昭和二十七年法律第二百八十六号）

第二条の規定による監置の裁判の執行の

ため監置場に留置されている場合

二、売春防止法（昭和三十一年法律第二百十

八号）第十七条の規定による補導処分と

して婦人補導院に収容されている場合

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。
附則